

開発事業の届出について

第1 開発事業の種類

1 大規模開発事業の構想届出（第11条）

- (1) 面積3,000㎡以上の土地区画形質の変更等
※土地区画形質の変更等・・・土地区画形質の変更及び現状の土地利用の著しい変更（第2条第5号ア参照）
- (2) 延べ床面積1,000㎡以上の建築等
※建築等・・・建築物の新築、増築、改築、移転、及び建築基準法第87条第1項の用途変更（第2条第5号イ参照）
- (3) 面積3,000㎡以上の土砂、砂利の採取及び排出
- (4) 工作物の設置等のうち太陽光発電設備及び風力発電設備の設置（以下「太陽光発電設備等の設置」をいう。この条、第10条及び第16条においては自家用で発電出力10kw未満のものを除く。）で、その設置する土地の面積が3,000㎡以上のもの

2 中規模開発事業の実施計画届出（第10条）

- (1) 面積500㎡以上の土地区画形質の変更等
- (2) 延べ床面積300㎡以上の建築等
- (3) 面積500㎡以上の土砂、砂利の採取及び排出
- (4) 太陽光発電設備等の設置で、その設置する土地の面積が500㎡以上のもの

3 小規模開発事業の計画届出（第16条）

- (1) 延べ床面積300㎡未満の集客施設の建築等
※集客施設・・・物品販売を営む店舗又は飲食店、ホテル又は旅館等、その他施行規則第5条に定めるもの（第2条第6号参照）
- (2) 高さ10m以上の建築物の新築、増築、改築（延べ床面積300㎡以上のものを除く）
- (3) 延べ床面積300㎡以上の建築物の色彩変更等
※ 色彩変更等・・・建築物の外観の過半にわたる色彩の変更、修繕、模様替え（第2条第5号ウ参照）
- (4) 高さ10m以上の工作物の設置等
※ 工作物の設置等・・・工作物の新設、増設、改造、外観の過半にわたる色彩変更、修繕、模様替え（第2条第5号エ参照）
- (5) 100㎡以上の区域に及ぶ屋外における物品の集積、貯蔵
- (6) 太陽光発電設備等の設置で、その設置する土地の面積が500㎡未満のもの

4 まちづくり協定区域内で行う開発事業の届出（第9条第2項）

まちづくり協定の内容に係る開発事業のみ

第2 用語の定義

1 大規模及び中規模開発事業関係

- (1) 「土地の区画形質の変更」とは、土地利用に際して盛土、切土等の造成又は道路、水路などの公共施設の新設、改廃を伴うものや農地、森林など非宅地的土地利用から宅地的土地利用への変更で次に掲げるもの以外のものをいいます。
 - ① 造成工事を伴わず、公共施設の新設、改廃のない形式的な敷地の分割又は統合
 - ② 建築等の行為と不可分一体の工事と認められる基礎打ちや土地の掘削等の行為
 - ③ 高さ30cm未満の盛土又は切土を伴う整地
 - ④ 高さ2m以下の法面をRC造擁壁などに変更する場合。
- (2) 「土地利用の著しい変更」とは、区画形質の変更を伴わない土地利用目的の変更をいいます。例えば、雑種地から資材置き場、露天駐車場等への変更や雑種地や既存の資材置き場、露天駐車場等に建築物を建築する、或いは建築物を除却後に当該宅地を露天駐車場等にするなどの変更をいいます。
- (3) 土地の区画形質の変更等の面積とは、次に掲げる例により求めた「土地の区画変更」、「土地の形質変更」又は「土地利用の変更」の面積（これらの行為が重複する場合はその最も大きい面積）とします。
 - ① 土地の区画変更を行う面積とは、土地利用に際して公共施設の新設、改廃を伴う場合に、その事業計画に係る一団の土地の面積をいいます。
 - ② 土地の形質変更に係る面積とは、形質変更と捉えられる程度の盛土又は切土（30cm以上）を行う土地の面積及び宅地等に変更される農地、山林等の面積をいいます。
 - ③ 土地利用の変更に係る面積とは、建物敷地又は駐車場用地等、実際に利用形態が変更される土地の面積をいいます。
- (4) 一団の土地とは、土地の利用目的、利用形態、物理的形状等からみて、一体と認められる区域の土地をいいます。したがって、二つ以上の土地の区画が地続きでなく、道路又は水路等で分断されている場合でも、同一の企画のもとに一体の事業として行うものについては、これを一つの事業として把握します。
- (5) 事業の一体性とは、上記(4)の物理的一体性だけでなく、時間的な一体性も含むものとします。したがって、一つの土地開発事業が終了後概ね3年以内に、同一事業者（事業を引き継いだ者を含む）が、その隣接地において連続して事業を施行した場合は、前後の事業を合算して一つの事業として把握します。
- (6) 太陽光発電設備等の設置においてその設置する土地の面積とは、管理通路や出入り口・防災排水施設などに含め、当該設備の敷地として一体利用する一団の土地（開発区域）の面積とします。

2 小規模開発事業関係

- (1) 「外観の過半にわたる」とは、屋根、外壁等の外装の変更のうち、屋根と外壁の合計面積（屋根及び外壁の実面積ではなく、正面、背面、左右各側面の四方向から見た立面図により求められる外観の面積）の2分の1以上の部分にわたるものをいいます。
- (2) 「外観の模様替え」とは、例えば鋼板葺きから瓦葺きへの変更又はモルタル壁からサイディング壁への変更で、その面積が外観の過半にわたる場合をいいます。
- (3) 「屋外における物品の集積及び貯蔵」とは、倉庫等の建築物を利用しないで物品（廃棄物、危険物等を含む。）を集積、貯蔵する場合をいうもので、土地に定着しない仮設の倉庫、コンテナ等に保管する場合を含みます。ただし、工事現場付近に当該工事に必要な資材を仮置きする場合で、工事終了に伴い資材等を撤去する場合など、一時的なものは除きます。

第3 開発事業届出の留意事項

1 共通事項

- (1) 各届出に添付する図書のうち、規則第9条第8号の市長が必要と認めるものは別表1に、規則第26条第1項第2号の市長が必要と認めるものは別表2に、規則第14条第7号の市長が必要と認めるものは別表3に、規則第20条第6号及び第24条第6号の市長が必要と認めるものは別表4にそれぞれ掲げる図書等のうち、当該事業の内容により必要なものとしします。
- (2) 特に完了後に分譲するなどの目的で行う土地開発事業の場合、事業者は原則として宅地建物取引業者とします。ただし、土地の所有者が完了後に一括して当該土地を宅地建物取引業者に売却するなど、宅地建物取引業法に抵触しないことが確実な場合はこの限りではありません。
- (3) 全体の開発事業を第一期、第二期などと、工期を分けて行うように計画されている場合であっても、全体の事業計画について届出、協議を行って下さい。

2 大規模開発事業の構想届出

- (1) 市長は大規模開発事業の構想届出に係る手続終了後、当該事業の構想がまちづくりの方針に適合していると認める場合は、事業者に対し構想に係る協議が終了した旨の意見通知を行います。
- (2) 大規模開発事業のうち岐阜県土地開発事業の調整に関する規則に基づく事前協議を行う必要があるものについては、上記(1)の意見通知を得た後に行ってください。
- (3) 上記(2)以外の場合で、事業者が上記(1)の意見通知を得ている場合は、実施計画書の提出と同時に個別法に基づく各許認可申請を行っても差し支えありません。
- (4) 上記(2)の場合の実施計画書及び各許認可申請書の提出時期については、県と

の事前協議が終了した後とします

3 中規模開発事業の実施計画届出

- (1) 実施計画書に添付する同意書は、別表5に掲げる例によりますが、これは、事業者に過度な負担を強いるものではないことから、やむを得ない理由により同意を得られない場合は、担当課にご相談下さい。
- (2) 開発事業の確認は、当該事業計画がまちづくりの方針に適合している場合に行うもので、許認可ではありません。

しかし、市は計画段階で不適格なものについては、その是正に向け指導、要請を行います。

なお、この指導の結果計画を見直した場合は、原則として次の要領で補正、変更手続を行って下さい。

ア) 変更が軽微であり、かつ確認書の交付前である場合は、実施計画書の補正によります。

イ) 見直しの結果、事業を中止し、又は著しく変更する場合は、実施計画書を取り下げ、その後に必要に応じて、新規届出を行って下さい。

ウ) 上記ア及びイ以外の場合は、実施計画変更届を提出して下さい。

- (3) 大規模開発事業の場合を除いて、個別法による規制に基づく許認可申請が必要な場合は、条例による確認を得た後に行って下さい。

したがって、事業の着工は、確認後でも条例第21条の規定にかかわらず、個別法に基づく各許認可を得た後でなければ行うことが出来ませんので注意願います。

- (4) 事業の完了検査は、当該事業が確認書の内容に適合しているかを検査するものですから、これと異なる場合は、変更の手続後、再度検査を行います。ただし、面積変更を伴わない区画の変更等軽微な変更の場合は、関係図書の補正等で対応することもあります。

- (5) 土地開発事業等により整備された公共施設が、市に帰属する場合は、別表6に掲げる例により手続を行って下さい。

4 小規模開発事業の計画届出

- (1) 市長は小規模開発事業計画届の提出後、当該事業計画がまちづくりの方針に適合していると認める場合は、事業者に対しその旨の意見通知を行います。
- (2) 個別法に基づく許認可申請が必要な場合は、上記(1)の意見通知を得た後に行って下さい。したがって、事業の着工は、当該許認可を得た後でなければ行うことは出来ません。

5 まちづくり協定区域内の開発事業届出

- (1) まちづくり協定区域内において行う開発事業の届出に添付する図書のうち、規則第7条第5号の市長が必要と認めるものは、次に掲げる書類のうち当該協定の内容により必要と認められるものとしします。

① 土地開発事業に係るものについては、土地の登記に係る全部事項証明書又

は登記簿の謄本

② 別表5に掲げるまちづくり協定区域代表者の同意書（やむを得ない理由により同意が得られない場合は、理由書、計画説明の経過などの書面）

③ 別表1に掲げる書類

(2) まちづくり協定区域内において行おうとする開発事業が、条例第10条第1項、第16条又は第19条第1項に掲げる開発事業に該当する場合は、それぞれ規則第9条、第20条又は第24条に規定する各計画届出書等の「その他参考事項」欄に、まちづくり協定の名称を記入し、上記(1)の②の同意書等を添付して下さい。

(3) 市長は、上記(2)以外の場合で、当該開発事業計画がまちづくり協定並びにまちづくりの方針に適合していると認める場合は、事業者に対してその旨の通知を行います。

6 事務手続き

(1) 条例に規定する書類の提出部数は、正本1部、副本1部（開発区域が支所管内のときは副本2部）です。なお、市長は必要に応じて事業計画の内容を検討するために、書類の写しを事業者に要請する場合があります。

別表 1

添付する図書	縮 尺	備 考
1. 開発区域求積図	1/1,000以上	
2. 実測に基づく公共施設の新旧対照図	1/500以上	・既存公共施設がある場合 ・3000㎡未満の開発の場合、土地利用計画平面図と合わせ図示してもよい。
3. 公共施設の新旧求積図	1/500以上	・公共施設がある場合
4. 造成計画平面図	1/1,000以上	・盛土部分は緑、切土部分は茶で着色
5. 造成計画断面図	1/500以上	・擁壁等は、位置、構造、高さ、延長等を図示 ・現況地盤線及び計画地盤線を表示 ・造成法面の保護方法（種子吹付又は芝張等）及び法勾配を記入 ・工作物等（太陽光発電設備等）の設置形状
6. 植栽計画図	1/1,000以上	・公園緑地、植栽、生垣、花壇、法面緑化等の計画がある場合 ・樹木等の種類、高さ、配置を図示
7. 道路縦断面図	1/500以上	・測点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線
8. 道路横断面図	1/50以上	・舗装の構成、詳細 ・雨水枡、取付管の形状 ・道路側溝の位置、形状、寸法 ・埋設管の位置 ・道路幅員 ・横断勾配 ・安全施設の構造
9. 排水施設計画平面図	1/500以上	・新設排水施設（側溝、暗渠、集水枡及び雨水マンホール等）は青系統で着色既設排水施設は既設である旨を明記
10. 排水施設縦断面図	1/500以上	・配水施設の種類、位置、勾配、計画地盤高、管底高
11. 排水施設構造図	1/50以上	・構造詳細図（開渠、暗渠、接続部、落差工、マンホール、雨水枡、吐口、泥溜）
12. 給水施設計画平面図	1/500以上	・給水施設の位置、形状、内のり寸法、取水方法、消火栓の位置
13. 防火水槽配置図、平面図	1/50以上	
14. がけの断面図	1/50以上	・高さ1mを超えるがけについて作成 ・高さ、勾配、土質、現況地盤 ・小段の位置、幅 ・がけの保護方法
15. 擁壁の断面図	1/50以上	・透水層の上端及び下端の厚さ、水抜穴の種類、内径 ・R C、重力式等は構造計算書を添付 ・二次製品使用の場合は、国土交通大臣認定書の写し ・状況に応じ、展開図を添付
16. 防災工事計画平面図	1/1,000以上	・湧水の発生及び地下水位が高い場合、対処方法を図示
17. 防災施設構造図	1/100以上	
18. 配置図	1/1,000以上	・開発区域内の建築物、工作物その他の構造物等の配置計画を図示（土地利用計画平面図と合わせ図示してもよい。）

19. 建物各階の平面図	1/500以上	
20. 建物の彩色立面図 (4面)	1/500以上	・図示された色が、実際と異なる場合には色見本を添付
21. 建物の断面図(2面)	1/500以上	
22. その他参考となる図書		<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設及び調整池の設置検討書及び流量計算書(3,000㎡未満は管理者の指示により添付) ・宅地建物取引業者免許証の写し(事業者が宅建業者で無いときは確約書及び引受業者の免許証の写し) ・同意書(別表5の例により必要なもの) ・墓地造成関連図書の写し(経営の意思決定を証する書類、墓地経営計画書、位置決定理由書、説明会の議事録等の写し) ・工作物等(太陽光発電設備等)の色彩、形態意匠、仕様がわかる図面 ・その他市長が指示する書類

別表2

添付する図書	縮尺	備考
1. 土地利用別求積図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・完了時の確定測量図 ・区画がある場合は区画ごとの寸法、面積
2. 工事写真		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、擁壁、その他の構造物の基礎、断面構造及び盛土等の施工状況が確認できるもの
3. その他参考となる図書		<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が指示する書類

別表3

添付する図書	縮尺	備考
1. 植栽計画図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地、植栽、生垣、花壇、法面緑化等の計画がある場合 ・樹木等の種類、高さ、配置を図示
2. 配置図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域内の建築物、工作物その他の構造物等の配置計画を図示(土地利用計画平面図と合わせ図示してもよい。)
3. 建物各階の平面図	1/500以上	
4. 建物の彩色立面図 (4面)	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・図示された色が、実際と異なる場合には色見本を添付
5. 土地の状況 (別記様式第7号)		
6. その他参考となる図書		<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が指示する書類

別表4

添付する図書	縮尺	備考
1. 植栽計画図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地、植栽、生垣、花壇、法面緑化等の計画がある場合 ・樹木等の種類、高さ、配置を図示
2. その他参考となる図書		<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が指示する書類

別表 5

事業主は、まちづくり協定区域内における開発事業届出及び中規模以上の開発事業のうち土地区画形質の変更等に係る実施計画書の届出にあたって、原則として事前に次の同意書を関係者から徴するものとする。

区 分	同 意 者	備 考
まちづくり協定区域内における開発事業の場合	まちづくり協定区域の代表者	(別記様式第 1 号)
中規模以上の土地区画形質の変更等に係る開発事業の場合 その他市長が指示した場合 承諾の内容 開発計画について 排水計画について 道路計画について など	町 内 会 長 〔 農業改良組合長 土地改良組合長 土 木 委 員 〕 隣接土地所有者	(別記様式第 2 号) 認め印 (別記様式第 4 号)
開発区域内の土地が事業主の所有地（開発申請時点の登記名義）でない場合	土地所有者	登録印であること 印鑑証明書添付 (別記様式第 3 号)
市長が指示した場合	付近住民又は、付近土地所有者など	認め印

年 月 日

様

まちづくり協定区域代表

住 所

氏 名

⑩

同 意 書

貴殿が下記のまちづくり協定区域内において、開発事業を施行されることに同意いたします。

記

1. 開発事業の内容

協定区域の名称	
開発事業の内容	
開発事業の場所	
面 積	
着工・完工 予定年月日	着工 年 月 日～完工 年 月 日

2. 開発に関する意見等

年 月 日

様

町

町内会長

⑩

農業改良組合長

⑩

(町内土木委員)

同意書

貴殿から申出のありました下記の開発事業の施行については、次のとおり同意します。

記

1. 開発事業の内容

開発の目的	
開発事業の場所	
面積	
着工・完工 予定年月日	着工 年 月 日～完工 年 月 日

2. その他同意事項

3. 開発に関する意見等

年 月 日

様

土地所有者

住 所

氏 名

印

同 意 書

貴殿が下記の私所有の土地において、開発事業を施行されることに同意いたします。

記

1. 土地の表示

所 在 地	地 番	地 目		地 積	
		登 記	現 況	登 記	現 況

2. 開発に関する意見等

3. 備考

- ① 印鑑登録済の印鑑を使用し、印鑑登録証明書を添付すること。

年 月 日

様

隣接土地所有者

住 所

氏 名

印

同 意 書

貴殿が下記の私所有の土地に接する土地において、開発事業を施行されることに同意いたします。

記

1. 土地の表示

所 在 地	地 番	摘 要

2. 開発に関する意見等

別表 6

1. 公共施設引継の時期等

種 類	時 期	備 考
市道編入による道路 用地 交通安全 施設含む	原則として工事完了による検査済証を交付した日から1年以内とする	開発許可に係る県の検査済証又は規則第13条第2項の検査済証
公園・緑地 (施設含む)	原則として工事完了による検査済証交付の日	同 上
集会所用地	同 上	同 上
防火水槽 及び用地	同 上	同 上
消火栓用地	同 上	同 上

2. 事務手続き

①事業主は、市長に寄附届（別記様式第5号）を提出するものとする。

寄附届に添付する書類は次のとおりとする。

イ. 位置図 ロ. 公図の写し ハ. 登記簿謄本 ニ. 計画平面図

ホ. 構造図 ヘ. 地積測量図 ト. 登記承諾書 チ. 印鑑証明書

リ. 資格証明書（事業主が法人の場合）ヌ. その他市長が指示する書類

② 市長は寄附届を受理したときは、速やかに受理書（別記様式第6号）を事業主に交付するものとする。

年 月 日

高山市長 様

申請者 住 所
氏 名

印

寄 附 届

みだしのことにつき、下記の を寄附いたします。

記

1. 土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積	備 考

2. 施設の表示

用途名称	施 設 の 名 称	数 量	備 考

3. 添付書類

- イ. 位置図
- ロ. 公図の写し
- ハ. 登記簿謄本
- ニ. 計画平面図
- ホ. 構築物（石積など）構造図
- ヘ. 地積測量図
- ト. 設備配置図
- チ. 登記承諾書
- リ. 印鑑証明書
- ヌ. 資格証明書（法人）
- ル. 防火水槽設計図

年 月 日

受 理 書

様

高山市長

年 月 日付で寄附届出のあった下記の物件について受理いたします。

記

1. 土地の表示

用地の名称	所 在	地 番	地 目	地 積	備 考

2. 施設の表示

用途名称	施 設 の 名 称	数 量	備 考

土地の状況

所在地及び地番	地目	地積 (㎡)	所有者住所 及び氏名	用地確保の状況		摘要
				取得	契約済・同意済 交渉中・未定	
				借地	契約済・同意済 交渉中・未定	
				取得	契約済・同意済 交渉中・未定	
				借地	契約済・同意済 交渉中・未定	
				取得	契約済・同意済 交渉中・未定	
				借地	契約済・同意済 交渉中・未定	
				取得	契約済・同意済 交渉中・未定	
				借地	契約済・同意済 交渉中・未定	
				取得	契約済・同意済 交渉中・未定	
				借地	契約済・同意済 交渉中・未定	
				取得	契約済・同意済 交渉中・未定	
				借地	契約済・同意済 交渉中・未定	

備考1 「地目」欄は、田、畑、宅地、山林、原野等の区分を記入してください。

2 「用地確保の状況」欄は、土地の所有者と事業者が異なる場合に用地確保の状況について該当するものを○で囲ってください。

申請書類作成にあたっての留意事項

1 開発事業に係る各届出書

- (1) 「協定区域の名称」欄は、市と住民等が締結したまちづくり協定の名称を記入してください。
- (2) 「開発事業の名称」欄は各事業が特定できるよう記入し、仮称の場合は（仮称）としてください。（例：〇〇（株）△△町分譲団地造成工事、◇◇スーパー本店新築工事）
- (3) 「開発事業の場所」欄には、開発区域内の主な土地の地名・地番について記入し、2筆以上にわたる場合は、外〇筆と筆数を記入してください。
- (4) 「開発区域の面積」欄は、開発区域の実測面積を記入してください。但し、構想段階等のため実測面積が不明の場合は、公簿面積を記入し、その旨を（公簿面積）等のように明示してください。
- (5) 「開発事業の種類」欄は該当する事業の種類を○で囲んでください。
- (6) 「開発事業の内容」欄は単に「宅地開発」や「宅地造成」と記入するのではなく、予定建築物又は土地利用目的を特定できる程度に具体的に記入してください。（例：〇〇工場用地造成、建売分譲住宅敷地造成、露天駐車場造成）
- (7) 「工区数及び区画数」欄は、工区を分割する場合及び予定建築物ごとに敷地の区画がある場合に記入してください。
- (8) 「着工予定日」「完了予定日」欄には、確認の日又は個別法許認可の見込みを考慮した予定工事期間を記入してください。
- (9) 「工事施工者住所・氏名」欄は、未定の場合は「未定」と記入し、決定しだい届け出てください。

2 設計概要説明書

- (1) 必要に応じて記入又は該当項目を○で囲んでください。
- (2) 「関係町内への協議（承諾）の有無」欄は、必ず記入し、同意のあるものについては同意書を、同意の得られないものについては理由書と経過説明書を添付してください。

3 権利関係調書

開発区域内の土地及び工作物に係る権利について記載してください。なお、開発区域に直接接する土地に係る所有権についても記載願います。また、この場合摘要欄に「隣接地」等の表示を行い、開発区域内か隣接地か区別できるよう記載してください。

- 4 開発に伴う承諾書のうち、開発区域内の土地に権利を有する者の施工同意書は実印を使用し、印鑑証明書（同意年月日から3ヶ月以内のもの）を添付してください。
- 5 土地登記簿謄本は申請日から3ヶ月以内のものを添付してください。
- 6 申請書正本に添付する登記簿謄本及び印鑑証明書については、原本を添付してください。
ただし、他の法令等に特別の定めがある場合を除き、申請を代理する司法書士、行政書士、土地家屋調査士等の資格を有する人が、職印により原本証明を行った場合はその写しの添付でも可とします。
- 7 土地開発事業のうち開発目的が「建売分譲住宅」又は「分譲住宅」等のように自己の居住又は業務の用以外の目的の場合は、事業主の宅地建物取引業者の免許写しを添付してください。

8 添付図面作成にあたっての留意事項

- (1) 添付する図面の大きさは原則としてA3版以下にしてください。やむを得ずそれを超える大きさの図面を添付される場合は、その図面について正副申請書添付の他に10部提出してください。
- (2) 削除
- (3) 各図面には縮尺及び方位を記載してください。
- (4) 各平面図及び造成計画断面図には開発区域線（敷地境界線とは限らない）を朱書してください。
- (5) 公図写しには開発区域を朱書にて表示してください。
- (6) 土地利用計画平面図
 - ① 道路、公園、水路、宅地、消防水利、ゴミステーション、緑地、造成森林、残置森林等の利用目的別に色分けして着色してください。
 - ・参考：道路→茶色系統、水路→青系統、消防水利→赤、緑地・造成森林・残置森林→緑系統とし各種類毎に多少色を変えること。その他については適宜とする。
 - ② 各利用目的毎の面積及び開発区域面積に対する比率（％表示すること。）を明記した一覧表を図上に記載してください。
 - ③ 上記の各面積は、申請書に記載の面積と整合させてください。
 - ④ 各区画の面積、区画番号、予定建築物の用途を図上に明記してください。
 - ⑤ 開発区域周辺の道路（接する道路及び接続先道路）の種類、名称及び幅員を図上に記載してください。
- (7) 排水施設計画平面図
 - ① 各排水施設の種類（PU2-300、φ600等）、勾配（％で表示）及び流水方向を図上に記載してください。
 - ② 各排水区域の排水方向を図上に表示してください。
 - ③ 新設汚水排水施設（汚水本管、取付管、汚水マンホール、宅地内柵等）については茶系統にて着色し、接続先の既設管も図上に記入してください。既設管については既設である旨を明記してください。
 - ④ 各汚水排水施設の種類（φ250、φ150、マンホールの種別等）、勾配（％で表示）及び流水方向を図上に記載してください。
- (8) がけの断面図

擁壁、法面が2段以上となる場合は、その縦断関係が明確になるようにしてください。この場合、擁壁の種別及び高さを記入してください。
- (9) 擁壁の断面図
 - ① 間知ブロック積擁壁については岐阜県宅地開発指導要領による基準にて設計してください。
 - ② 二次製品擁壁を使用する場合は、宅地造成等規制法施行令第15条に基づく国土交通大臣の認定済のものを使用し、認定書の写しを添付してください。
- (10) 排水施設構造図

集水柵には15cm以上の泥溜を設置してください。
- (11) その他必要な事項は申請時の指示によってください。